

博士の学位申請に関する手続き及び審査体制・基準等について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第 25 条、第 28 条）。

2 博士論文審査体制・方法

(1) 審査体制

- ・博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれをを行います。
- ・審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員 3 名以上とし、主査を 1 名、副査を 2 名以上とします。

(2) 審査方法

① 最終試験

博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行います。試問は、口頭により行いますが、筆答試問を併せ行うこともあります。

② 審査期間

博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後 1 年以内に終了します。

③ 審査結果

博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得て決定します。

3 博士論文審査基準

本研究科は、論文が、法学または政治学の分野において独創性のある高度に学術専門的な内容を有し、学問の発展に寄与すると認められることを博士論文の審査基準とします。

その審査にあたっては、以下の評価項目等を考慮して、総合的に判断するものとします。

- ①研究内容が独創性及び専門性を帯びていること。
- ②学問の発展に寄与すると認められること。
- ③問題意識及び課題設定が明確に示されていること。
- ④論文の構成、展開、文章表現等が適切にされていること。
- ⑤先行研究や資料等の調査分析及び引用が適切かつ十分にされていること。

4 学位授与までの主な流れ



5 スケジュール

博士論文提出の 1 年前までに指導教員の承認を得て博士論文計画書を提出してください。

ただし、研究科委員会が認めたときは、これを 3 カ月前とすることができます。提出期日については、指導教員とよく相談してください。

学位（博士）授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9 月期授与	3 月期授与	9 月期授与	3 月期授与
「博士論文計画書」の提出 ※ ＜教務センター教務事務グループへ＞	2 月末まで	7 月末まで	—	—
博士論文・「学位申請書」等の書類一式の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	5 月末まで	10 月末まで	2 月中旬まで	7 月末まで
学力確認・博士論文の試問	—	—	7 月～8 月	12 月～1 月
最終試験（口頭試問）	7 月～8 月	12 月～1 月	—	—
学位記授与式	9 月中旬	3 月下旬	9 月中旬	3 月下旬

※ 博士論文計画書は休学中であっても提出できます。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

6 学位論文提出要件

博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、外国語の学力に関する認定に合格した後でなければ、提出することはできません。

7 外国語学力確認

外国語の学力に関する認定は1カ国語です。

ただし、入学試験の際に受験した外国語及び学力があると認定されて免除された外国語をもって、外国語の学力に関する認定に合格したものとして、学力確認を免除します。

8 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

※公表の手続きの詳細は、インフォメーションシステムの「申請・アンケート」へ掲出していますので、確認してください。